

## 第四次湯浅町長期総合計画を策定しました

国 政策企画課政策企画係（15番窓口） ☎60・2552

### 長期総合計画とは：

目指すべき町の将来像とまちづくりの目標を定める基本的な指針であり、それらを実現するための方法や手段を総合的に示す計画です。

### ●町の将来像

歴史と人の温もりで  
支え合うまち 湯浅

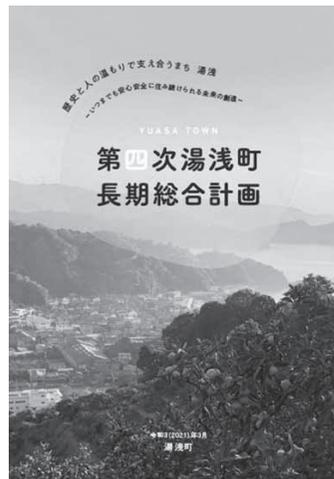
いつまでも安心安全に  
住み続けられる未来の創造

### ●計画の期間

令和3年度から令和12年度まで  
（10年間）

### ●基本目標

- ①安心安全に暮らせるまちづくり
  - ②福祉・医療が充実し、お互いを認め合えるまちづくり
  - ③地域資源を活かす、活気あふれるまちづくり
  - ④豊かな心身を育み、歴史・伝統・文化を大切にすまちなちづくり
  - ⑤持続可能なまちづくり
- ※湯浅町ホームページで公開しておりますので、ご覧ください。  
※湯浅町役場、総合センター、湯浅えき蔵図書館、ふるさと振興課（旧図書館）等に閲覧用冊子を設置しておりますので、ご覧ください。



湯浅町ホームページ  
QRコード

## 第6期湯浅町障がい福祉計画 第2期湯浅町障がい児福祉計画を策定しました

国 福祉課福祉係（11番窓口） ☎64・1120

湯浅町では、第6期湯浅町障がい福祉計画・第2期湯浅町障がい児福祉計画（令和3年～令和5年度）を策定し、4月からスタートしています。

本計画に基づき、障がいの有無に関わらず、誰もが安心して暮らし続けることができるよう、行政、障がい者団体、各

種関係機関、地域住民等が連携・協力し、よりよい湯浅町になるよう努めます。

計画本編及び概要版は、湯浅町ホームページ及び福祉課福祉係（11番窓口）にて閲覧できますので、ご覧ください。

## 町税の未納はありませんか？

国 住民生活課課税係（1・2番窓口） ☎64・1106

町税にはそれぞれ納期限が定められており、納期限内に納付することになっています。納税の義務は、国民の三大義務の一つであるため、未納の状態が続くと（納付が滞っていると）督促手数料や延滞金等が加算された額を納付しなくてはなりません。延滞金等は、納期限内に納付された方との公平性を図る上で加算されるものであり、ご自身の負担が重くなります。

見られた際は、納税義務者の意思に関わらず、差押え等の滞納処分を執行することとなります。

未納となっている町税がある場合はすみやかに納付してください。生活が苦しい等、やむを得ない事情があるときは、納期限までに必ず住民生活課課税係までご相談ください。

未納状態が続く、滞納が解消されない場合は、滞納処分のため滞納者の財産を調査（金融機関に対する預金調査や勤務先・取引先への調査）を行い、財産が発



# 集団健診のご案内

お申込みは健康推進課（7・8番窓口） ☎65-3008まで

※各種がん検診を無料で受けることができるのは、それぞれ年度内に1回（集団または個別）となっています。  
※特定健診（集団または個別）、ドックは、年度内にいずれか1つしか受診できません。

健診日 場所	<b>6月3日</b> （木） [吉川公民館] （乳がん・子宮がん検診は13時30分～14時）	<b>6月20日</b> （日） [総合センター]
定員	<b>各120名</b>	
健診項目	特定健診	20歳以上の国保・後期加入者、40歳以上の社保の被扶養者
	胃がん・大腸がん・肺がん検診	40歳以上の方、ただし20歳以上の国保加入者も対象
	前立腺がん検診	50歳以上の男性
	乳がん検診	40歳以上の女性
子宮がん検診	20歳以上の女性	
受付時間	8時00分～10時00分 ※受付時間を30分ごとに分けて案内させていただきます。	
料金	<b>無 料</b>	
	湯浅町国保・後期以外の保険加入者の特定健診料については、各保険者にお問い合わせください。	
申込	電話又は窓口でお申込みください。 健診日の約1週間前に、役場から問診票等を送付します。 ※社会保険の被扶養者の方の特定健診受診については、別途健診センターへの申し込みが必要です。	
締切	健診日の10日前まで ※定員に達した時点で受付終了となりますので、ご了承ください。	

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、集団健診が中止となる場合があります。  
※当日の飛び込み受診、健診項目の追加はできませんので、必ず申込みをお願いします。

### ☆湯浅町国民健康保険にご加入の方限定☆

令和4年2月末までに、特定健診（個別・集団・ドックのいずれか）を受診された皆様の中から、**抽選で景品を贈呈させていただきます。**是非！特定健診をご受診ください。

### 偶数月の第1木曜日は出張年金相談の日

次回の出張年金相談は6月3日（木）です。相談は予約制となっていますので、和歌山西年金事務所へ電話予約をしてください。その際、相談内容をお伝えいただいたうえで、相談に必要な書類を確認するようにしてください。皆様のご利用をお待ちしています。

日時 6月3日（木） 10:00～15:00（最終受付14:00）

場所 湯浅町役場 1階 多目的室

予約電話番号 ☎073-447-1660（和歌山西年金事務所 お客様相談室）